

教職員の懲戒処分等について

令和2年11月13日付けで、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
広高等学校 教諭 たけだ けいた 竹田 圭汰 (29歳)	懲戒免職	<p>令和2年7月、顧問を務める部活動で使用する物品を購入する際、学校諸費会計から得た104,100円を横領し、私的に流用した。さらに、同一の納品書を用いて同部活動の保護者を欺いて請求し、同額の金銭を詐取して、私的に使用した。</p> <p>また、令和元年10月から令和2年9月までの間、同部活動に所属する生徒から徴収したバス代金のうち、少なくとも6回、計314,000円を横領し、私的に流用したうえ、約170万円の不明金を発生させるなどした。</p> <p>これらのことは、教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。</p>

上記の校長に対しては、「訓告」の行政措置を行うこととしました。

【担当】

教職員課 県立学校人事係長

(内線) 4922

(直通電話) 082 - 513 - 4922

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp